

同 意 書

- ☐ 一時使用者は、住宅を住宅以外の用途に使用しないでください。また、住宅を他の者に転貸し、又はこれを担保に供さないでください。
- ☐ 光熱水費の手続き及び負担については、入居者自身で行ってください。また、照明設備等住宅内の必要な設備については、入居者自身でご用意ください。
- ☐ 入居名義人が死亡又は退去した場合や、同居者に異動が生じたときは、札幌市（札幌市からの事務受託者）に届出をしてください。
- ☐ 市営住宅は、共同住宅であるため入居者が協力して行わなければならないことがたくさんあります。団地内での快適な生活のために、自治会は重要な役割を果たしていますので、自治会活動には積極的に参加しましょう。
- ☐ 自治会が集める共益費は、共用部分（廊下・階段等）の照明やエレベーター等で使用する電気料金、排水管清掃、草刈り、除雪などの費用に使っています。共益費は必ず納めてください。
- ☐ 市営住宅ではペットの飼育はしないでください。鳴き声やにおいなど他の入居者へ迷惑がかかります。近隣住民間のトラブルとなった場合には、市営住宅の明渡しを求め、退去をしていただくことがあります。
- ☐ 市営住宅は共同住宅であるため、近隣住宅に音が漏れます。出す音をなるべく小さくし、多少の音は我慢するようにして、お互いに注意してください。
- ☐ 市営住宅の駐車場には、使用許可を受けていない車両は駐車できません。また、市営住宅の敷地内外を含め、指定場所以外に駐車はしないでください。なお、使用許可を受けられる車両は、原則として全長490cm以下、全幅182cm以下です。
- ☐ 借上市営住宅を除いて、駐車場所の指定・来訪スペースの管理などは自治会が行っています。自治会の取り決めを守ってください。
- ☐ 廊下や階段、ベランダは、いざというときの避難通路になるため物を置かないでください。また、メーターボックス（パイプスペース）には物を入れないでください。
- ☐ 住宅を現状のまま使用することとし、模様替え等を行わないでください。住宅を明け渡すときは、原状回復していただきます。

- ☐ 住宅や共用部分を傷つけないでください。故意や過失により破損や汚損が生じた場合には、入居者の責任により修繕していただきます。
- ☐ 入居中の住宅の修繕等は札幌市の負担で行うものと、入居者の負担で行うものが決められています。入居者の負担で修繕又は取り替えていただくものは別紙のとおりです。
- ☐ 退去時には、民間賃貸住宅とは異なり、通常の住み方で発生した破損や汚損についても、入居者負担で修繕していただくものがあります。以下はその一例です。

- ・ 畳の表替え（色あせ、擦り切れ、汚れがある場合）
- ・ ふすまの張替え（色あせ、破れ、汚れがある場合）
- ・ 壁の塗装やクロスの張替え（色あせ、汚れがある場合）
- ・ 室内戸や窓の戸車の交換（開閉不良の場合）
- ・ 給水栓のパッキン類の取替え（水漏れがある場合） など

- ☐ あらかじめ定められた暖房以外は使用しないでください。これにより損害が発生した場合は、損害相当額を弁償していただきます。
- ☐ 住宅内の結露には、特に注意してください。結露による汚損や破損等は入居者の負担で補修していただきます。
- ☐ 入居者の生命・身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合は、警察、消防、その他関係機関に対して、入居者に関する個人情報を提供することがあります。

（あて先）札幌市長

市営住宅の入居にあたり、上記事項について説明を受け、同意いたします。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

説 明 者	所 属	札幌市都市局市街地整備部住宅課
	氏 名	

- ※ 交付された同意書の写しは、市営住宅に入居している間、保管してください。
- ※ 札幌市営住宅条例及び札幌市営住宅条例施行規則並びに関係法令が改正されたときは、改正後の規定を守ってください。

【別紙】入居者の負担で修繕又は取り替えていただくもの（共用部分は、一部自治会負担で修繕・取替）

項 目	種 別	内 容
畳	畳表、畳床、畳縁	修繕・取替（結露によるものも含む）
建具	障子	枠、組子の修繕・取替
	ふすま	紙、中骨、枠の張替・修繕・取替
	戸（トイレ、各室）	引手、取手、戸車、レール、差錠の修繕・取替
	玄関ドア	錠前、鍵、防犯くさり、防犯レンズ、丁番、郵便受、牛乳受のふたの修繕・取替
	窓枠	戸車、レール、クレセントの修繕・取替
	全室ガラス、網戸	修繕・取替
壁、床、天井	部屋壁、床材、天井	張替・修繕・塗装（結露によるものも含む） （ただし、市の指定により行うものとする）
棚、台、カーテンレール、換気等	吊棚、その他の棚	修繕・取替
	流し台、洗面台、ガス台	清掃・修繕・取替
	カーテンレール	修繕・取替
	換気孔、FF排気筒	清掃・修繕・取替
	換気扇、レンジフード	清掃、スイッチ、ヒモ、ハネ、ケース、パンチングメタルの修繕・取替
	（煙突用）夏ぶた	取替
ガス設備	ガス栓	ゴムキャップの取替
給油設備	給油栓、ふた	給油コック、ふたの取替
給排水設備	給水栓（給湯含む）、止水栓、散水栓	カランの修繕、パッキン類（混合水栓のカートリッジを含む）の取替
	台所の排水	清掃、トラップ、目皿の修繕・取替
	洗面台の排水	清掃、目皿、栓（くさりを含む）の修繕・取替
	浴室の排水	清掃、目皿、浴槽の栓（くさりを含む）の修繕・取替
	ベランダの排水	清掃、目皿の修繕・取替
	洗濯機置場の排水	清掃、目皿、ゴム栓（くさりを含む）の修繕・取替
	トイレの排水、便器	清掃、便座、便座ゴム、便座取付金具の修繕・取替、便器の脱着
	紙巻芯棒	取替
電気設備	トイレロータンク	ボールタップ、レバー、ハンドル、フロートバルブ、くさりの修繕・取替
	電球、蛍光灯管	取替
	照明器具	修繕・取替（非常用照明の器具は除く）
	スイッチ、コンセント	修繕・取替
	ブザー、インターホン、押ボタン、プレート、ボックス等	修繕・取替
暖房器具	テレビ用端子（室内ユニット）、プレート	修繕・取替
	放熱器の空気抜きコック、バルブ	修繕・取替
熱交換器	フィルター	清掃
	フィルター	清掃・取替
屋外設備等	集合郵便受、室名札	付属金具（丁番、取手、扉等）の修繕・取替
	集合煙突	清掃（各消防署に問い合わせ）
	物干しフック	修繕・取替
	排水管（屋内含む）、側溝等	清掃（敷地内含め「札下」の桝まで）
	ベランダ仕切板	取替（火事等による緊急避難に伴う破損を除く）

※ リース使用している器具の修理等は、各リース会社へお問い合わせください。